二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
浦之河内東川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
新潟県佐渡市
松ヶ崎
字垣ノ内　七八七番二地先道路　一号
敷　一六八七番二　二号
字外ヶ沢　一六八四番　三号
字トチノ川内　一五五九番　十六号
字西川内　一六三四番　十八号
字アイマ　八五六番　二十号
字相間　一七〇四番一　二十一号
字十二ヶ崎　一六七〇番一　二十二号
浜河内
字西ノ河内　八六六番　四号及び五号
八六二番　十九号
字無河内　八三四番　六号及び七号
八三三番　九号及び十五号
八三一番　十号、十一号及び十四号
八四〇番　十二号及び十三号
字不入道　八七五番一　八号
字外ノ沢　八五三番　十七号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
三十刈
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十四年国土交通省告示第八百三十四号で指定した三十刈の土地の区域を除く。）
新潟県三条市矢田字三十刈
一〇七一番二　一号及び二号
一〇六六番　三号
一〇五四番　四号
一〇四二番　五号
一〇五七番二　六号
一〇六五番四　七号
一〇六八番一地先道路敷　八号
一〇七一番二地先道路敷　九号及び十号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
漆原川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
新潟県長岡市村松町
字餓傀山　三一二八番一　一号
三一三〇番一　二号
三一二〇番八　五号
三一二〇番五　六号
字岩谷　三一三五番　三号
三一三六番二　四号
三一四二番甲　九号
三一四一番　十二号
三一四三番二　十三号
三一四〇番三　十四号
三一六一番一　十五号及び十六号
三一五七番三　十七号
三一六二番一　十八号及び十九号
三一六三番一　二十号
三一六三番三　二十一号
三一六三番二　二十二号及び二十三号
字南羽黒　三一四八番三　七号
三一四八番二　八号
三一四九番一　十号
三一四九番五　十一号
五(一)　砂防法第二条の土地の表示
増沢川
(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十九年建設省告示第三千三百八十八号で指定した増沢川の土地の区域を除く。）
新潟県長岡市小国町山野田
字外ノ山　一二五六番　一号
一二六一番　二号及び三号
一二六六番　四号
一一四一番一　二十八号から三十一号まで
一一六四番　三十二号
一一八一番　三十三号
一二六八番　五号から七号まで
一一七番一　八号
一〇九番　九号
一一二番一　十号から十四号まで
字大田　一四三番一　十五号
一四五番一　十六号及び十七号
字田代　八〇五番　十八号から二十号まで
八〇六番　二十一号
八〇七番　二十二号
八〇九番　二十三号
字坪池　一一二七番四　二十四号
一一三〇番一　二十五号
一一三〇番二　二十六号
一一三〇番四　二十七号

○国土交通省告示第七十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十六条第四項の規定により、次の機関の行う講習を監理技術者講習として登録したので、同法第二十六条の二十一第一号の規定により、公示する。
平成二十三年一月二十八日
国土交通大臣　大畠　章宏
(一)　登録年月日　平成二十三年一月十三日
(二)　登録番号　10
(三)　氏名又は名称　株式会社日建学院
(四)　住所　東京都豊島区池袋二丁目六八番地一号
(五)　法人である場合の代表者の氏名　馬場瑛八郎
(六)　講習業務を行う事務所の所在地　東京都豊島区池袋二丁目六八番地一号

○海上保安庁告示第二十八号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。
平成二十三年一月二十八日
海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　浦底防波堤灯台
位置　三重県熊野市（浦母港防波堤外端）
所在地　北緯　三三―五六―三七
東経　一三六―一二―〇六
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで六・五メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十二年十二月三日

○海上保安庁告示第二十九号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。
平成二十三年一月二十八日
海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　名古屋港東航路第三号灯標
位置　愛知県名古屋港第六区（名古屋港高潮防波堤中央堤東灯台の南南西方約三・八キロメートル）
所在地　北緯　三四―五八―〇七
東経　一三六―四七―五二
変更した事項
位置　愛知県名古屋港第六区（名古屋港高潮防波堤中央堤東灯台の南南西方約三・八キロメートル）
所在地　北緯　三四―五八―〇八
東経　一三六―四七―五〇
記事　附属施設　レーダー反射器
変更年月日　平成二十二年十二月五日

名称　名古屋港東航路第五号灯標
位置　愛知県名古屋港第六区（名古屋港高潮防波堤中央堤東灯台の南南西方約一・九キロメートル）
所在地　北緯　三四―五八―〇五
東経　一三六―四八―三四
変更した事項
位置　愛知県名古屋港第六区（名古屋港高潮防波堤中央堤東灯台の南南西方約一・九キロメートル）
所在地　北緯　三四―五八―〇八
東経　一三六―四八―三四
変更年月日　平成二十二年十二月五日

名称　名古屋港東航路第七号灯標
位置　愛知県名古屋港第四区（名古屋港高潮防波堤中央堤東灯台の南東方約一〇メートル）
所在地　北緯　三四―五九―四九
東経　一三六―四九―一五
変更した事項
位置　愛知県名古屋港第六区（名古屋港高潮防波堤中央堤東灯台の南南西方約一・九キロメートル）
所在地　北緯　三四―五八―〇八
東経　一三六―四七―五〇
記事　附属施設　レーダー反射器
変更年月日　平成二十二年十二月五日

名称　愛知県名古屋港第四区（名古屋港高潮防波堤中央堤東灯台の東南東方約二八メートル）
位置　愛知県名古屋港第四区（名古屋港高潮防波堤中央堤東灯台の東南東方約二八メートル）
所在地　北緯　三四―五九―五一
東経　一三六―四九―一二
記事　附属施設　レーダー反射器
変更年月日　平成二十二年十二月六日